

第1章

重点的・横断的な取組 と分野別施策

第1節 重点的・横断的な取組と分野別施策との関連性

第2節 S D G s と分野別施策との関連性



第1節

重点的・横断的な取組と分野別施策との関連性

市のまちづくりの基本理念である「歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島 ～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～」の実現に向け、本市の喫緊の課題である人口減少問題や、離島特有の課題に対し各施策を着実に実行していくために、グローバルな視点や教育の視点、情報通信技術の進展を踏まえつつ、特に重点的に取り組むべき施策を分野横断的に位置付けた5つの「重点的・横断的な取組」を設定しています。

本節では、5つの重点的・横断的な取組と35の施策について、佐渡市の過去の計画等をテキスト分析等の手法で精査し分析を進め次のようにとりまとめました。

(提供：公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES))

1. 重点的・横断的な取組 1：子育て支援・健康長寿の推進

本取組は、特に取組 2（産業）、取組 3（防災）及び取組 5（共生社会）に関連があり、また 35 の施策の多くと関連していることがわかりました（図 1 を参照）。

教育や啓発活動に関連している子育て支援は、佐渡市の災害からの立ち直り、防犯、交通安全、環境保全及び 3R の推進に関する施策の強化につながります。学校教育システムの改善及び文化・スポーツ振興に関する施策は、子どもの身体的・精神的な健康にとっても必要です。医療・健康管理にかかるサービスの向上、子どもを含めた市民の健康的な食生活・生活様式の推進、福祉、介護及び子育て支援の充実及び公共の緑地や施設が利用し易くなると、人々の健康とよりよい暮らしの実現につながります。

さらに、子育て支援・健康長寿の推進は、人口減少が続く中で大いに必要とされている移住定住を促すために欠かせない条件です。市民参加による地域づくり（まちづくり）の推進、人権の尊重、男女共同参画、適切なガバナンスと行政運営・財政運営といった活動もまた、佐渡市民の健康とよりよい暮らしを実現するために重要な活動です。

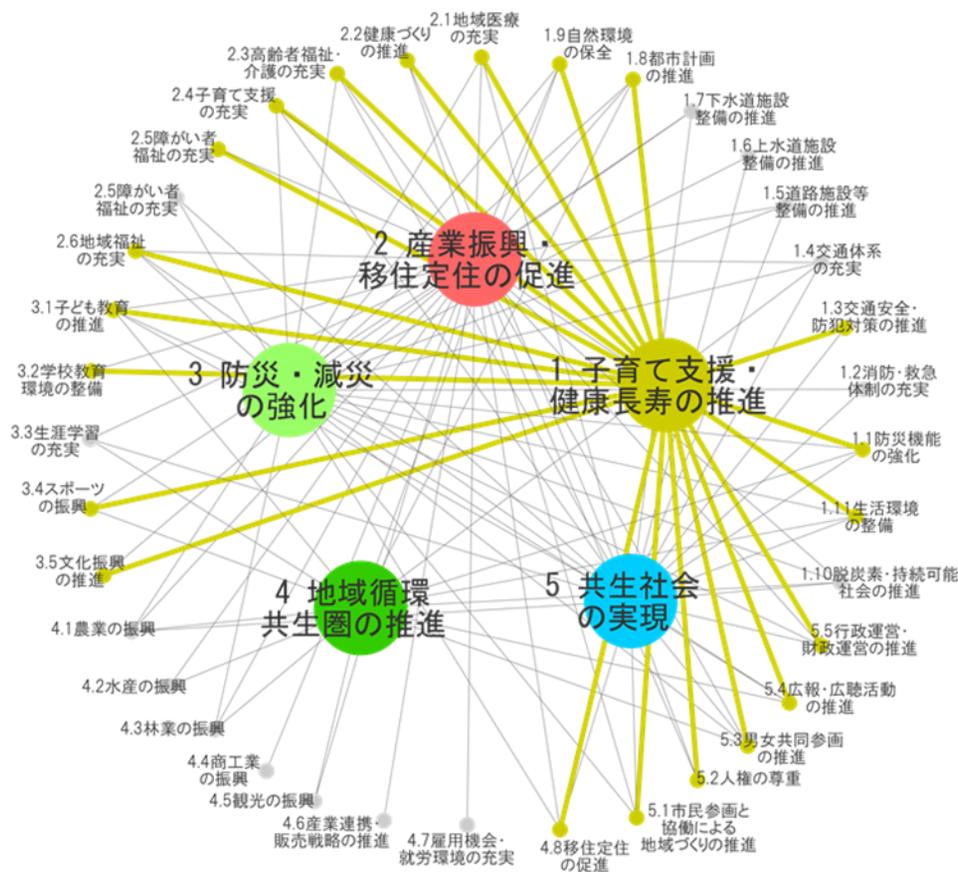


図 1：重点的・横断的な取組 1（子育て支援・健康長寿の推進）と各施策とのつながり

2. 重点的・横断的な取組 2：産業振興・移住定住の促進

本取組は、35 施策のほぼすべて関わっており、佐渡市の農業、観光及び 6 次産業といった経済セクターの活性化を目的とした産業振興戦略の基盤となります（図 2 を参照）。

本取組は、人口減少・高齢化を背景に、産業振興と就業機会及び移住定住の推進と密接に関わっている。道路その他のインフラの整備は、産業を振興し移住定住を進めるための必須条件です。自然環境と自然資源の持続可能な利用は、米や果樹生産、林業及び観光業といった佐渡市の中心セクターの活性化に必要です。特に耕作放棄地や空き家に関連した土地利用計画の策定することは、移住定住や再生可能エネルギー開発等に投資を誘致するために有効です。緑地を増やし老朽化した建物や住宅を改修する等、生活環境に改善をもたらすことで佐渡市のイメージが向上し、移住定住者の増加につながります。再生可能エネルギーの促進も、脱炭素社会の実現を進め、佐渡市に新たな雇用を生むでしょう。産業振興・移住定住の促進は、3R や廃棄物管理といった施策と並行して実施される必要があります。

現在及び将来の佐渡市の労働人口は、35 の施策の中でも特に学校教育と生涯学習、子育て支援、健康的な生活様式、中心セクター（農業、林業、水産業及び観光業）での就業機会の創造のような分野の施策と関連します。産業界は高齢者や障がいのある人々の福祉・介護の充実において社会的責任を担うことが求められるでしょう。主要経済セクターの振興と併せて、地域住民の協力の下、転入者が佐渡島に馴染めるようにする支援を進めることが有益です。また、男女共同参画の推進、人権の尊重及びまちづくり（地域づくり）への市民参加も欠かせません。

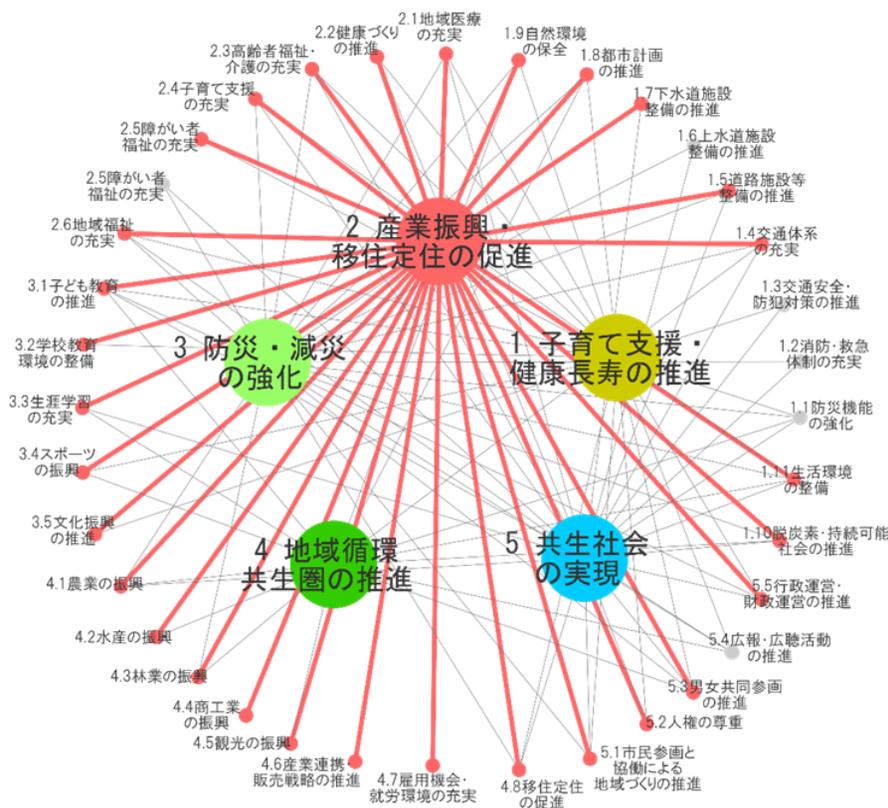


図 2：重点的・横断的な取組 2（産業振興・移住定住の促進）と各施策との関わり

3. 重点的・横断的な取組 3：防災・減災の強化

佐渡島は災害の影響を受けやすい土地であることから、災害の予防及びリスク軽減は佐渡市総合計画において極めて重要な取組として掲げられています。佐渡市総合計画中の基本目標1（防災・防犯、生活・環境）は本取組に直結します（図3を参照）。

防災にかかる体制や様々な主体間の協力関係を築くことは、佐渡市の防災戦略において重要です。種々のインフラ及び基礎サービス（交通、水）並びに救急サービス（消防・緊急時体制）により災害関連の人的被害と物的損害を軽減することができます。

治水や砂防のためには、都市計画の策定、生活環境の改善、緊急経路の建設、廃棄物管理、森林の保全と持続可能な利用等の自然主体型の解決策、そして持続可能な農業の推進といった施策が重要です。脱炭素化は気候変動関連の災害リスク軽減に大きな役割を果たし得ます。佐渡市の防災計画策定において、農業セクターの適応力の強化も重要です。

防災強化にはまた、女性、子ども、高齢者、障がいのある人々、特別支援を必要とする人々のニーズに配慮しつつ緊急時対応能力を強化するための医療・健康管理施設の拡充、防災教育・実習、地域住民の防災活動への関与や地域住民を対象とした研修も求められます。さらに、佐渡市の防災能力構築には、防災意識を高めるための広報活動の推進及び行政運営・財政運営の改善が極めて重要です。

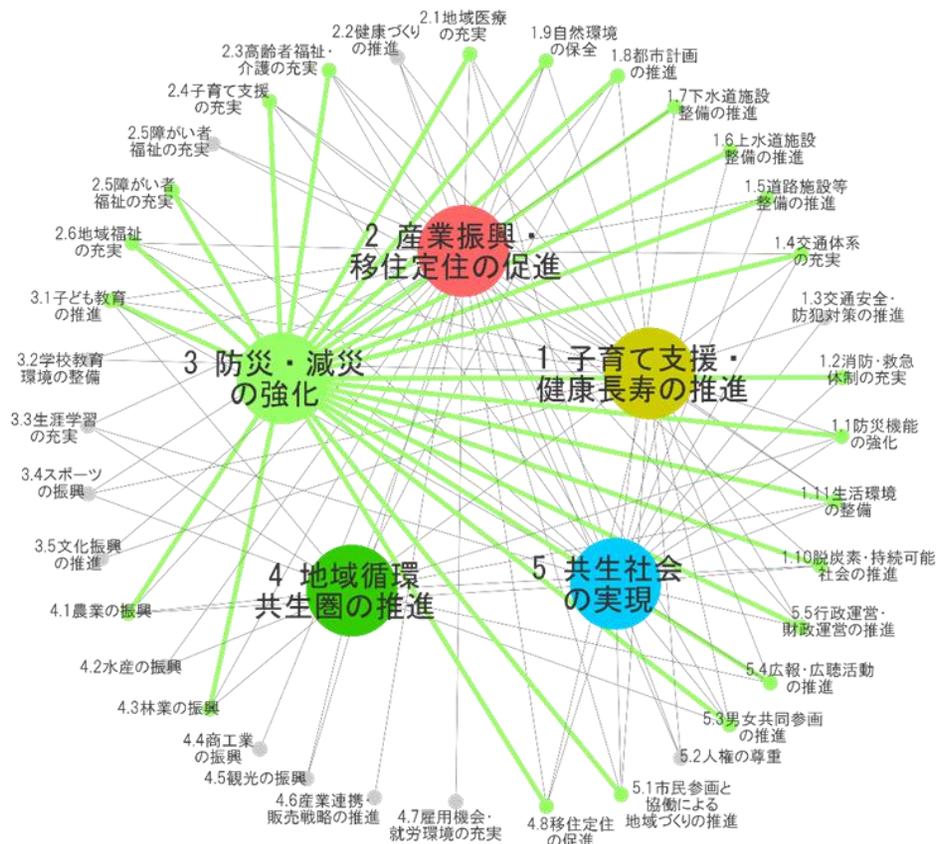


図3：重点的・横断的な取組 3（防災・減災の強化）と各施策との関わり

4. 重点的・横断的な取組 4：地域循環共生圏の推進

取組 4 として掲げる地域循環共生圏の推進は、5 つ全ての基本目標と関連施策によって重要な横断的課題です（図 4 を参照）。

文化遺産の他、多様な生物種が生息し、その他の自然資源（森林、鉱物、沿岸環境）が見られる佐渡島の豊かな自然の恵みは、人々の生活と経済発展を支える貴重な資源です。そのため農業や観光業のような主要セクターが活性化し、佐渡島が持続可能な発展を遂げるためには、生物多様性保全と資源の持続可能な利用の視点が重要です。また、本土から離れた島であるため、気候等の災害時からの迅速な復旧・平時からの対応力（適応策）の向上が欠かせません。

佐渡市で最も多くの温室効果ガスを排出している交通セクターの脱炭素化は、ゼロカーボン実現に向けて極めて重要ですが、そのためには住民や観光客が公共交通や低炭素・脱炭素車で容易に移動できる適切な交通・都市計画が必要です。佐渡市は、太陽光発電システムやカーボンフリーの交通体系の整備など CO2 削減の取組を始めていますが、森林の保全及び持続可能な利用を進めることで CO2 の吸収・固定も可能です。主要セクターである農林水産業での省エネ推進・再エネ活用・環境負荷の低減も重要です。観光セクターでは、アグリツーリズム、アドベンチャーツーリズムなど、新たな取組が出ています。暮らしにおいては、徒歩や自転車・公共交通機関の利用や家庭での省エネ・再エネ活用が有効です。生活様式の変化や家庭における持続可能な消費を達成するのに女性が果たす役割は大きいことから、女性の視点を活かした環境教育や生涯学習の機会が欠かせません。また、広報・公聴活動の推進は、環境問題に関する知識の向上と脱炭素の取組の強化に寄与します。

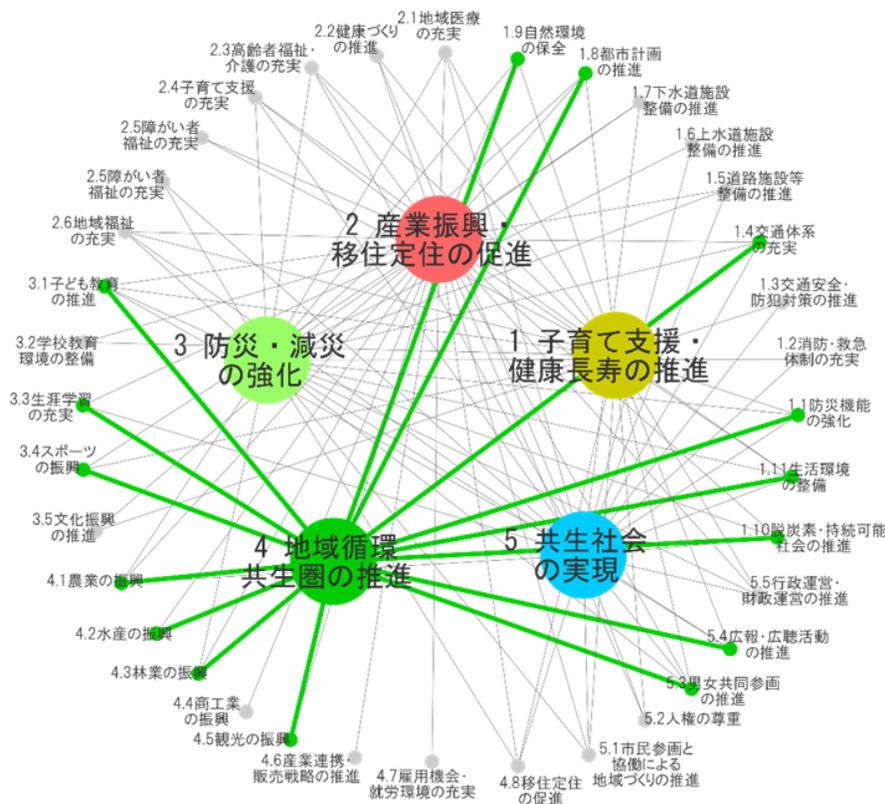


図 4：重点的・横断的な取組 4（地域循環共生圏の推進）と各施策との関わり

5. 重点的・横断的な取組 5：共生社会の実現

高齢化が進み急速に人口が減少している佐渡市は、人々が安全で幸せな暮らしを送ることができ、高齢者が様々な活動に参加し社会貢献をしている実感を得られ、誰もが佐渡市に迎え入れられ、働き、暮らせるような共生社会を築くことを目指し取組 5 を掲げていますが、この取組 5 は 5 つの基本目標及び関連施策に幅広く関連します（図 5 を参照）。

佐渡市の防災計画でも、女性、子ども、障がいのある人々及び高齢者といった弱い立場にある人々への配慮が求められており、学校、病院、福祉センター及びその他の公共施設（公共交通機関等）は、特に女性市民の全面的な参画を通じ、特別なニーズのある人々が利用し易いよう、日常でも緊急時でも適切なアクセス方法を提供することが求められます。佐渡市の都市計画では、共生社会のニーズに取組み、誰もがよりよい暮らしを享受できる生活環境を創造する必要で、例えば、交通システムにおいて、障がいのある人々が安全に移動できるインフラが求められています。共生社会の実現において教育、研修、啓発プログラムが果たす役割は大きく、移住定住の促進にも関連があります。

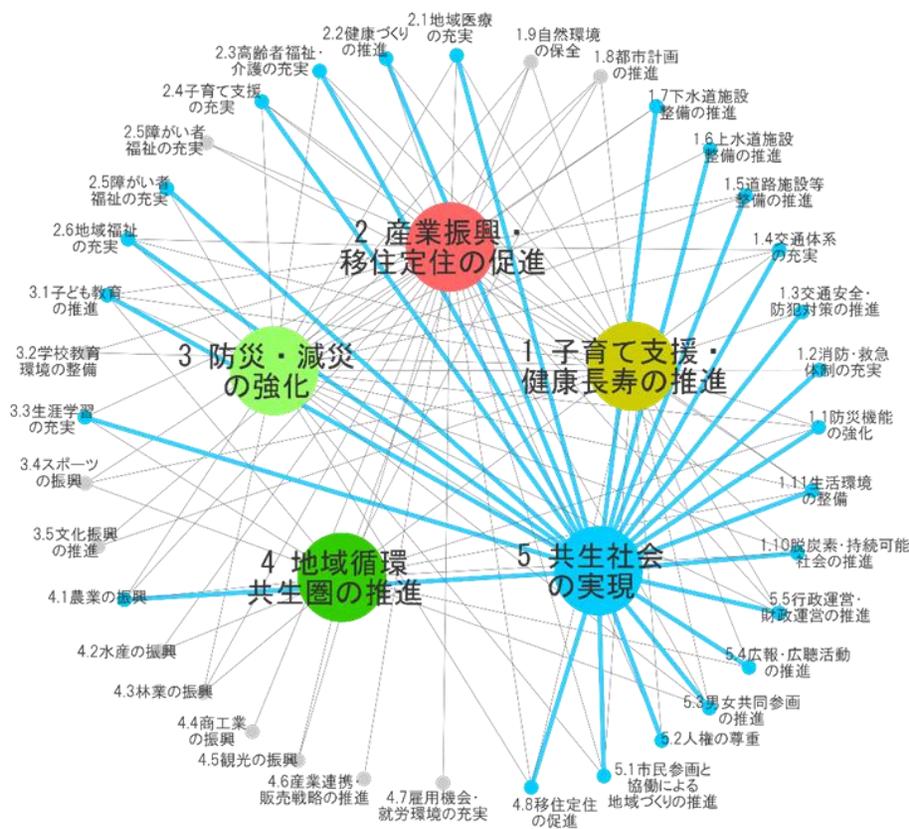


図 5：重点的・横断的な取組 5（共生社会の実現）と各施策との関わり

分析結果

佐渡市が持続的に発展していくには、自然資源の保全と持続可能な利用（環境面）、農業と観光業を中心とした経済セクターの活性化（経済面）、移住定住の促進・共生社会の実現（社会面）といった主要セクター間の好循環を創り出すことが不可欠で、佐渡市総合計画で示される5つの重点的・横断的な取組と35の施策は、その実現のために相互に関連性の大きい、有効な方策です。

第2節

SDGs と分野別施策との関連性

本市においては、「歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～」を基本理念としており、SDGs に掲げる持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の17の目標と各施策との関係性を明確にします。

なお、施策レベルでのSDGs との関係性については、特に関係があるSDGs のターゲットを最大3つを上限にリストアップした。

(提供：公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES))

1 施策とSDGsとのマッピング一覧

基本目標1 豊かな自然と共生した、安全で快適なまちづくり

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGs ターゲット
1 防災・減災機能の強化	1,4,11,13	1.防災意識の向上と防災教育の推進	11.b,4.7,13.3
		2.自主防災組織の育成	11.b,13.1
		3.緊急情報伝達システムの構築	11.b,1.5,13.3
2 消防・救急体制の充実	1,11,13	1.消防体制の整備	11.b,1.5
		2.救急体制の充実	11.b,1.5,13.3
3 交通安全・防犯対策の推進	3,11,16	1.交通事故防止	3.6,11.2
		2.安全安心なまちづくり	11.3,16.1,16.a
4 交通体系の充実	8,11	1.まちづくりと連携した地域交通ネットワークの構築	11.2
		2.交流人口拡大に向けた交通体系の充実	11.2,8.9
		3.公共交通のサービスレベルの向上	11.2
5 道路施設等の整備	9,11	1.安全安心な市道整備	11.2,9.1
		2.道路橋梁の長寿命化	11.2,9.1
		3.道路等の適正管理	9.1,11.2
6 上水道施設の整備	6,9	1.災害に強い水道システムの構築	9.1,6.4,6.b
		2.効率的な水道経営の推進	6.4
7 下水道施設の整備	6,9,11	1.自然環境の保全に向けた下水道接続等の促進	6.3,11.6,9.1
		2.安定した下水道経営と施設の維持管理	6.3,11.6
		3.災害に備えた体制整備	11.5,11.b
8 都市計画の推進	8,11	1.都市計画・景観・公園の充実	11.3,11.7,11.a
		2.都市再生整備事業（相川地区）の推進	8.1,11.3
		3.住環境の向上	11.1,11.6,11.7
9 自然環境の保全	2,4,11,12,15	1.豊かな自然環境の保全と活用	11.7,2.4,15.a
		2.トキとの共生の実現	15.5
		3.佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成	4.7,12.8
10 脱炭素・持続可能社会の推進	7,13	1.再生可能エネルギーの導入促進	7.2,13.2
		2.省エネルギーの普及促進	7.3,13.2
11 生活環境の整備	4,12	1.発生抑制・再使用の推進によるごみの減量	12.5
		2.意識啓発の推進	4.7,12.8

基本目標 2 一人ひとりが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくり

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGs ターゲット
1 地域医療の充実	3	1.医療体制の維持・連携推進	3.8
		2.医療従事者確保対策の推進	3.c,3d
		3.へき地医療の維持	3.8
2 健康づくりの推進	3,4,17	1.市民協働の取組	3.d,4.7,17.17
		2.SIZESの取組	3.d,3.8,4.7
		3.生活習慣病重症化予防	3.d,4.7
3 高齢者福祉・介護の充実	1,3,4,10,11,17	1.健康づくりと介護予防の推進	3.8,4.7,1.b
		2.高齢者の生きがいある暮らしの推進	17.17,10.2,11.2
		3.医療・介護・福祉が一体的に提供されている地域包括ケアシステムの推進	10.2,1.3,3c
4 子育て支援の充実	1,4,5,11,16	1.地域における子育て支援サービスの充実	5.4,1.3,11.7
		2.子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実	5.c,16.10,1.3
		3.配慮を必要とする子ども・家庭への支援	4a,4.5,1.3
5 障がい者福祉の充実	4,8,10,11,16	1.就労支援への取組の強化	8.5,8.6,4.a
		2.障がいのある人と共に暮らす共生社会の実現	10.2,10.3,11.2
		3.障がい者が安心して生活できる仕組みづくり	10.3,10.2,16.b
6 地域福祉の充実	1,4,11,16,17	1.福祉教育の充実	4.7
		2.支え合い意識の高揚・相談支援の充実	16.7,16.10,1.3
		3.誰もが集える場所・機会づくり	11.7,17.17

基本目標 3 郷土への誇りと未来への希望を育むまちづくり

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGs ターゲット
1 子ども教育の推進	4,8,17	1.学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進	4.1,4.2,17.8
		2.郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進	4.3,4.4,8.5
		3.家庭・地域の教育力の充実	4.7,4.1,17.16
2 学校教育環境の整備	4,9,10,17	1.安全・安心な学校づくり	4.a,10.2
		2.学校施設の維持管理	4.a,9.1
		3.高等教育・研究機関等との連携強化	4.3,4.b,17.16
3 生涯学習の推進	4,11,17	1.学習機会の充実	4.4,17.8
		2.地域づくりの推進	4.7,11.b
		3.芸術・文化の推進	4.7,11.4

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGs ターゲット
4 スポーツの推進	3,4	1.「育てる」スポーツの推進	4.7,4.a,3d
		2.「健康」スポーツの推進	4.7,4.a,3d
		3.「支える」スポーツの推進	4.a,3.d
5 文化振興の推進	4,11,12,15	1.世界遺産等の地域資源の保存と活用	11.4,12b
		2.郷土愛の醸成と担い手の育成	4.7,11.4,15.5
		3.博物館事業の推進	4.7,11.4

基本目標 4 地域の活力と賑わいあふれるまちづくり

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGs ターゲット
1 農業の振興	2,4,15,17	1.地域の実情に応じた営農体制の確立	2.4,2.3,17.17
		2.地域の農業を担う多様な担い手の確保	2.4,2.3,4.7
		3.生物多様性の保全と里山の振興	2.4,15.5,4.7
2 林業の振興	9,11,15	1.林業の効率化促進	15.2,9.4
		2.森林の多面的機能の保全	15.4,15.2
		3.佐渡産木材の利用促進	15.2,11.1
3 水産業の振興	8,14	1.育てる漁業の推進	14.4
		2.ブランド力と販売力の強化	8.9
		3.漁業の担い手の確保	14.b
4 商工業の振興	4,8,9,17	1.円滑な事業承継と経営の安定化	9.3,8.3
		2.企業ブランド力の向上	9.3,17.8,4.4
		3.人材の育成	4.4,8.8
5 観光の振興	8,9,11,12	1.観光旅行者の満足度向上に係る環境基盤整備	9.b,8.9
		2.消費額向上に係る滞在型観光促進	8.9,12.b
		3.戦略的情報発信	8.9,11.4
6 産業連携・販売戦略の推進	2,8,9	1.高付加価値化及び販路の開拓・販売拡大の推進	9.4,8.2
		2.島内産業の振興に伴う島内循環の促進	8.3,9.2,9.3
		3.「佐渡」の特長を活かした佐渡製品のブランド化の推進	9.4,9.3,2.4
7 雇用機会・就労環境の充実	4,8,9,10	1.新たな産業の創出	8.3,9.3,4.4
		2.人材の確保及び育成支援	4.4,4.7
		3.働き方改革の推進	8.6,10.2
8 移住定住の促進	8,11,17	1.Uターン者の受入れ促進	8.8,11.1
		2.空き家活用による定住人口の拡大	11.1,17.17
		3.企業誘致による多様な人材と企業が活躍できる仕組みづくり	8.2,8.3

基本目標5 心豊かで明るい暮らしを未来に繋げるまちづくり

施策	SDGs ゴール	施策の展開	SDGsタ ーゲット
1 市民参画と協働による 地域づくりの推進	8,11,16,17	1.地域づくりの拠点化	16.7,17.16
		2.外部人材の活用	8.3,11.4
		3.地域コミュニティ活動の促進	16.7,17.16
2 人権の尊重	4,5,10	1.分野別人権施策の推進	10.2,10.3,5.1
		2.人権教育・啓発の取組	4.7,5.c
3 男女共同参画の推進	5,12	1.あらゆる分野における男女平等意識の 浸透	5.1,5.c
		2.仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の 推進	5.4,12.8
		3.あらゆる政策・方針決定の場への女性参画 の促進	5.5
4 広報・広聴活動の推進	16,17	1.多様な情報媒体を活用した広報活動	16.7,16.10
		2.市民の意見や要望を市政に反映させる ための広聴活動	16.7,16.10,17.16
5 行政運営・財政運営の 推進	16,17	1.行政改革の推進	16.6
		2.持続可能な財政運営	16.6,17.1

	<p>《目標 1》 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 ・ 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。 ・ 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-3 緊急情報伝達システムの構築(1.5) ・ 1-2-1 消防体制の整備(1.5) ・ 1-2-2 救急体制の充実(1.5) ・ 2-3-1 健康づくりと介護予防の推進(1.b) ・ 2-3-3 医療・介護・福祉が一体的に提供されている地域包括ケアシステムの推進(1.3) ・ 2-4-1 地域における子育て支援サービスの充実(1.3) ・ 2-4-2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実(1.3) ・ 2-4-3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援(1.3) ・ 2-6-2 支え合い意識の高揚・相談支援の充実(1.3)
	<p>《目標 2》 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 ・ 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-9-1 豊かな自然環境の保全と活用(2.4) ・ 4-1-1 地域の実情に応じた営農体制の確立(2.4、 2.3) ・ 4-1-2 地域の農業を担う多様な担い手の確保(2.4、 2.3) ・ 4-1-3 生物多様性の保全と里山の振興(2.4) ・ 4-6-3 「佐渡」の特長を活かした佐渡製品のブランド化の推進(2.4)
--------------	--

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>《目標 3》 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 ・ 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 ・ 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 ・ 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-3-1 交通事故防止(3.6) ・ 2-1-1 医療体制の維持・連携推進(3.8) ・ 2-1-2 医療従事者確保対策の推進(3.c、 3.d) ・ 2-1-3 へき地医療の維持(3.8) ・ 2-2-1 市民協働の取組(3.d) ・ 2-2-2 SIZES の取組(3.d、 3.8) ・ 2-2-3 生活習慣病重症化予防(3.d) ・ 2-3-1 健康づくりと介護予防の推進(3.8) ・ 2-3-3 医療・介護・福祉が一体的に提供されている地域包括ケアシステムの推進(3.c) ・ 3-4-1 「育てる」スポーツの推進(3.d) ・ 3-4-2 「健康」スポーツの推進(3.d) ・ 3-4-3 「支える」スポーツの推進(3.d)

	<p>《目標4》 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4.1 2030年までに、すべての女兒及び男児が、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 ・4.2 2030年までに、すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 ・4.3 2030年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 ・4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ・4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 ・4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 ・4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 ・4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-1-1 防災意識の向上と防災教育の推進(4.7) ・1-9-3 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成(4.7) ・1-11-2 意識啓発の推進(4.7) ・2-2-1 市民協働の取組(4.7) ・2-2-2 SIZES の取組(4.7) ・2-2-3 生活習慣病重症化予防(4.7) ・2-3-1 健康づくりと介護予防の推進(4.7)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-4-3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援(4.a、 4.5) ・ 2-5-1 就労支援への取組の強化(4.a) ・ 2-6-1 福祉教育の充実(4.7) ・ 3-1-1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進(4.1、 4.2) ・ 3-1-2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進(4.3、 4.4) ・ 3-1-3 家庭・地域の教育力の充実(4.7、 4.1) ・ 3-2-1 安全・安心な学校づくり(4.a) ・ 3-2-2 学校施設の維持管理(4.a) ・ 3-2-3 高等教育・研究機関等との連携強化(4.3、 4.b) ・ 3-3-1 学習機会の充実(4.4) ・ 3-3-2 地域づくりの推進(4.7) ・ 3-3-3 芸術・文化の推進(4.7) ・ 3-4-1 「育てる」スポーツの推進(4.7、 4.a) ・ 3-4-2 「健康」スポーツの推進(4.7、 4.a) ・ 3-4-3 「支える」スポーツの推進(4.a) ・ 3-5-2 郷土愛の醸成と担い手の育成(4.7) ・ 3-5-3 博物館事業の推進(4.7) ・ 4-1-2 地域の農業を担う多様な担い手の確保(4.7) ・ 4-1-3 生物多様性の保全と里山の振興(4.7) ・ 4-4-2 企業ブランド力の向上(4.4) ・ 4-4-3 人材の育成(4.4) ・ 4-7-1 新たな産業の創出(4.4) ・ 4-7-2 人材の確保及び育成支援(4.4、 4.7) ・ 5-2-2 人権教育・啓発の取組(4.7)
--	--

	<p>《目標5》 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 ・ 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 ・ 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 ・ 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-4-1 地域における子育て支援サービスの充実(5.4) ・ 2-4-2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実(5.c) ・ 5-2-1 分野別人権施策の推進(5.1) ・ 5-2-2 人権教育・啓発の取組(5.c) ・ 5-3-1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透(5.1、5.c) ・ 5-3-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進(5.4) ・ 5-3-3 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進(5.5)
-------	--

	<p>《目標6》 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。 ・ 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 ・ 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-6-1 災害に強い水道システムの構築(6.4、6.b) ・ 1-6-2 効率的な水道経営の推進(6.4) ・ 1-7-1 自然環境の保全に向けた下水道接続等の促進(6.3) ・ 1-7-2 安定した下水道経営と施設の維持管理(6.3)

	<p>《目標7》 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 ・ 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-10-1 再生可能エネルギーの導入促進(7.2) ・ 1-10-2 省エネルギーの普及促進(7.3)

 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>《目標 8》 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。 ・ 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 ・ 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 ・ 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。 ・ 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 ・ 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 ・ 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-4-2 交流人口拡大に向けた交通体系の充実(8.9) ・ 1-8-2 都市再生整備事業（相川地区）の推進(8.1) ・ 2-5-1 就労支援への取組の強化(8.5、8.6) ・ 3-1-2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進(8.5) ・ 4-3-2 ブランド力と販売力の強化(8.9) ・ 4-4-1 円滑な事業承継と経営の安定化(8.3) ・ 4-4-3 人材の育成(8.8) ・ 4-5-1 観光旅行者の満足度向上に係る環境基盤整備(8.9) ・ 4-5-2 消費額向上に係る滞在型観光促進(8.9) ・ 4-5-3 戦略的情報発信(8.9) ・ 4-6-1 高付加価値化及び販路の開拓・販売拡大の推進(8.2) ・ 4-6-2 島内産業の振興に伴う島内循環の促進(8.3) ・ 4-7-1 新たな産業の創出(8.3) ・ 4-7-3 働き方改革の推進(8.6) ・ 4-8-1 UI ターン者の受入れ促進(8.8) ・ 4-8-3 企業誘致による多様な人材と企業が活躍できる仕組みづくり(8.2、8.3) ・ 5-1-2 外部人材の活用(8.3)

	<p>《目標 9》 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 ・ 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 ・ 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 ・ 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 ・ 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-5-1 安全安心な市道整備(9.1) ・ 1-5-2 道路橋梁の長寿命化(9.1) ・ 1-5-3 道路等の適正管理(9.1) ・ 1-6-1 災害に強い水道システムの構築(9.1) ・ 1-7-1 自然環境の保全に向けた下水道接続等の促進(9.1) ・ 3-2-2 学校施設の維持管理(9.1) ・ 4-2-1 林業の効率化促進(9.4) ・ 4-4-1 円滑な事業承継と経営の安定化(9.3) ・ 4-4-2 企業ブランド力の向上(9.3) ・ 4-5-1 観光旅行者の満足度向上に係る環境基盤整備(9.b) ・ 4-6-1 高付加価値化及び販路の開拓・販売拡大の推進(9.4) ・ 4-6-2 島内産業の振興に伴う島内循環の促進(9.2、9.3) ・ 4-6-3 「佐渡」の特長を活かした佐渡製品のブランド化の推進(9.4、9.3) ・ 4-7-1 新たな産業の創出(9.3)

	<p>《目標 10》 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 ・ 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3-2 高齢者の生きがいある暮らしの推進(10.2) ・ 2-3-3 医療・介護・福祉が一体的に提供されている地域包括ケアシステムの推進(10.2) ・ 2-5-2 障がいのある人と共に暮らす共生社会の実現(10.2、 10.3) ・ 2-5-3 障がい者が安心して生活できる仕組みづくり(10.3、 10.2) ・ 3-2-1 安全・安心な学校づくり(10.2) ・ 4-7-3 働き方改革の推進(10.2) ・ 5-2-1 分野別人権施策の推進(10.2、 10.3)

	<p>《目標 11》 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 ・ 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 ・ 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 ・ 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 ・ 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 ・ 11.6 2030 年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の

	<p>管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 ・ 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 ・ 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 防災意識の向上と防災教育の推進(11.b) ・ 1-1-2 自主防災組織の育成(11.b) ・ 1-1-3 緊急情報伝達システムの構築(11.b) ・ 1-2-1 消防体制の整備(11.b) ・ 1-2-2 救急体制の充実(11.b) ・ 1-3-1 交通事故防止(11.2) ・ 1-3-2 安全安心なまちづくり(11.3) ・ 1-4-1 まちづくりと連携した地域交通ネットワークの構築(11.2) ・ 1-4-2 交流人口拡大に向けた交通体系の充実(11.2) ・ 1-4-3 公共交通のサービスレベルの向上(11.2) ・ 1-5-1 安全安心な市道整備(11.2) ・ 1-5-2 道路橋梁の長寿命化(11.2) ・ 1-5-3 道路等の適正管理(11.2) ・ 1-7-1 自然環境の保全に向けた下水道接続等の促進(11.6) ・ 1-7-2 安定した下水道経営と施設の維持管理(11.6) ・ 1-7-3 災害に備えた体制整備(11.5、11.b) ・ 1-8-1 都市計画・景観・公園の充実(11.3、11.7、11.a) ・ 1-8-2 都市再生整備事業（相川地区）の推進(11.3) ・ 1-8-3 住環境の向上(11.1、11.6、11.7) ・ 1-9-1 豊かな自然環境の保全と活用(11.7) ・ 2-3-2 高齢者の生きがいある暮らしの推進(11.2) ・ 2-4-1 地域における子育て支援サービスの充実(11.7) ・ 2-5-2 障がいのある人と共に暮らす共生社会の実現(11.2) ・ 2-6-3 誰もが集える場所・機会づくり(11.7) ・ 3-3-2 地域づくりの推進(11.b) ・ 3-3-3 芸術・文化の推進(11.4) ・ 3-5-1 世界遺産等の地域資源の保存と活用(11.4)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-5-2 郷土愛の醸成と担い手の育成(11.4) ・ 3-5-3 博物館事業の推進(11.4) ・ 4-2-3 佐渡産木材の利用促進(11.1) ・ 4-5-3 戦略的情報発信(11.4) ・ 4-8-1 UI ターン者の受入れ促進(11.1) ・ 4-8-2 空き家活用による定住人口の拡大(11.1) ・ 5-1-2 外部人材の活用(11.4)
--	---

	<p>《目標 12》 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 ・ 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 ・ 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-9-3 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成(12.8) ・ 1-11-1 発生抑制・再使用の推進によるごみの減量(12.5) ・ 1-11-2 意識啓発の推進(12.8) ・ 3-5-1 世界遺産等の地域資源の保存と活用(12.b) ・ 4-5-2 消費額向上に係る滞在型観光促進(12.b) ・ 5-3-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進(12.8)

	<p>《目標 13》 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。 ・ 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 ・ 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 防災意識の向上と防災教育の推進(13.3) ・ 1-1-2 自主防災組織の育成(13.1) ・ 1-1-3 緊急情報伝達システムの構築(13.3) ・ 1-2-2 救急体制の充実(13.3) ・ 1-10-1 再生可能エネルギーの導入促進(13.2) ・ 1-10-2 省エネルギーの普及促進(13.2)

	<p>《目標 14》 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 ・14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4-3-1 育てる漁業の推進(14.4) ・4-3-3 漁業の担い手の確保(14.b)

	<p>《目標 15》 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 ・15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 ・15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 ・15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-9-1 豊かな自然環境の保全と活用(15.a) ・1-9-2 トキとの共生の実現(15.5) ・3-5-2 郷土愛の醸成と担い手の育成(15.5) ・4-1-3 生物多様性の保全と里山の振興(15.5) ・4-2-1 林業の効率化促進(15.2) ・4-2-2 森林の多面的機能の保全(15.4、15.2) ・4-2-3 佐渡産木材の利用促進(15.2)

	<p>《目標 16》 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 ・16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 ・16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 ・16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 ・16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 ・16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-3-2 安全安心なまちづくり(16.1、16.a) ・2-4-2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実(16.10) ・2-5-3 障がい者が安心して生活できる仕組みづくり(16.b) ・2-6-2 支え合い意識の高揚・相談支援の充実(16.7、16.10) ・5-1-1 地域づくりの拠点化(16.7) ・5-1-3 地域コミュニティ活動の促進(16.7) ・5-4-1 多様な情報媒体を活用した広報活動(16.7、16.10) ・5-4-2 市民の意見や要望を市政に反映させるための広聴活動(16.7、16.10) ・5-5-1 行政改革の推進(16.6) ・5-5-2 持続可能な財政運営(16.6)

	<p>《目標 17》 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 ・17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。 ・17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、

	<p>共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
<p>施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-2-1 市民協働の取組(17.17) ・ 2-3-2 高齢者の生きがいある暮らしの推進(17.17) ・ 2-6-3 誰もが集える場所・機会づくり(17.17) ・ 3-1-1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進(17.8) ・ 3-1-3 家庭・地域の教育力の充実(17.16) ・ 3-2-3 高等教育・研究機関等との連携強化(17.16) ・ 3-3-1 学習機会の充実(17.8) ・ 4-1-1 地域の実情に応じた営農体制の確立(17.17) ・ 4-4-2 企業ブランド力の向上(17.8) ・ 4-8-2 空き家活用による定住人口の拡大(17.17) ・ 5-1-1 地域づくりの拠点化(17.16) ・ 5-1-3 地域コミュニティ活動の促進(17.16) ・ 5-4-2 市民の意見や要望を市政に反映させるための広聴活動(17.16) ・ 5-5-2 持続可能な財政運営(17.1)